

核のゴミの地層処分に強く反対する

2020年10月9日に、「科学的特性マップ」に基づく核のゴミ（「地層処分相当」低レベル・高レベル放射性廃棄物）地層処分場選定のための文献調査に対して北海道寿都町が応募し、さらに国からの文献調査の申し入れに対して北海道神恵内村が受諾したことにより、同年11月7日原子力発電環境整備機構（以下 NUMO）は、両自治体での文献調査を開始した。

地層処分地選定調査の受け入れ自治体公募において用いられている「科学的特性マップ」は、極めて非科学的な基準で作成されたものである。例えば、断層活動の評価が不十分であったり、大規模火砕流の存在が軽視されていたり、地下水流動の要素が含まれていなかったりする。第75回地学団体研究会総会シンポジウムにおいても、地球科学の視点から寿都町、神恵内村は、核のゴミ処分地として不適切であることを明らかにしており、このような地点を「適地」としていた「科学的特性マップ」には、科学的にみて大きな誤りがある。そのような状況にもかかわらず、文献調査を推進する NUMO は、受け入れ自治体内での説得を優先させており、候補地の地質環境検討に関する多くの専門家の意見を軽視していると言わざるを得ない。具体的な文献調査が行われていく中で、今後、地球科学を専門とした研究者、教育者、地質技術者の役割が問われるところである。

「科学的特性マップ」の公表には、核のゴミの地層処分が日本でも可能であるとした、「特定放射性廃棄物の最終処分場に関する法律」が後ろ盾にあり、これがその後の核のゴミの地層処分計画の推進力になっている。この法律は科学的な議論を十分に尽くさず、非常に短期間の国会審議により成立した。核のゴミの処分・保管方法に関しては、「地層処分ありき」ではない、多様な意見を尊重した議論が重要である。この法律は廃止として、再度特定放射性廃棄物の処分方法について国民的・民主的な議論を巻き起こすべきである。

また、国は、文献調査・概要調査を受け入れた自治体へは交付金を出すという制度を設けており、これは財政力の乏しい自治体に対する誘導策である。その交付金を目当てに2007年に候補地として受け入れを表明し、その後に辞退した高知県東洋町では、地層処分をめぐって地域のコミュニティが分断・破壊され、地域の将来への大きな負の遺産を抱えることになった。寿都町や神恵内村では、文献調査を開始したのち、NUMOによる「対話の場」が開催されたが、冒頭から処分場への「理解を深めていただく」とした処分場の受け入れが前提であるかのような開催の目的が提起された。寿都町での住民説明会では、調査の賛否をめぐり、住民間の軋轢を心配する住民が出席を見合わせるなど、住民間の分断がすでに始まっている。

日本列島は変動帯に位置する世界有数の地震・火山国であり、今なお地殻変動が活発であり、核のゴミの地層処分場の建設は不可能である。私たち地学団体研究会は、地球科学の立場から、ここにあらためて核のゴミの地層処分に強く反対し、「特定放射性廃棄物の最終処分場に関する法律」の廃止を訴える。併せて、地層処分をめぐる候補地決定の過程で民主主義が守られずに、地域の分断を引き起こす交付金制度に強く抗議するものである。

2021年8月21日

第75回地学団体研究会総会（福島）